

かながわ福祉みらい賞実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内の社会福祉施設等で利用者の直接支援業務に従事する若い福祉従事者の意欲の向上を図ることを目的とし、業務上、有益な創意工夫・改善、支援方法の優れた取組みなど他の社会福祉施設の目標・模範となる功績があつた者を表彰するため、表彰の取扱いに関する規程(昭和41年神奈川県訓令第7号)第3条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、「かながわ福祉みらい賞」とする。

2 前項に準ずるもので、表彰に値する功績のあったものに対しては、「かながわ福祉みらい奨励賞」を授与することができる。

(表彰対象者)

第3条 個人表彰の対象者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 神奈川県内の社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設等において、利用者の直接支援業務に従事している介護職員、生活支援員、児童指導員等の者
- (2) 従事年数が、常勤職員として通算7年以上の者
- (3) 年齢40歳未満の者
- (4) 研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績がある者
- (5) 勤務状況が特に優秀と推薦者が認める者
- (6) 推薦年度及び推薦年度を除く過去3年度において、候補者が勤務する施設等及び同一法人内の他の施設等が、指導、監査で勧告以上の行政指導又は行政処分を受けていない、かつ候補者が勤務する施設等で、職員による個人情報の流出、虐待その他の不祥事(以下「不祥事」という。)を起こしていないこと

2 団体表彰の対象者は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 神奈川県内の社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設等において、利用者の直接支援業務に従事している介護職員、生活支援員、児童指導員等を過半数とするチーム等の団体
- (2) 代表者を含む過半数が40歳未満の団体
- (3) 研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績がある団体
- (4) 活動状況が特に優秀と推薦者が認める団体
- (5) 推荐年度及び推薦年度を除く過去3年度において、候補者が勤務する施設等及び同一法人内の他の施設等が、指導、監査で勧告以上の行政指導又は行政処分を受けていない、かつ候補者が勤務する施設等で、不祥事を起こしていないこと

(被表彰候補者の推薦)

第4条 社会福祉施設等の設置者は、前条の表彰対象者に該当するものの中から候補者を推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、前条の規定により推薦された候補者の中から、かながわ福祉みらい賞選考委員会において選考し、知事が決定する。

- 2 推薦年度及び推薦年度を除く過去3年度に、候補者の属する法人内の他の施設等で社会的影響が大きいと判断される不祥事を起こした場合、選考しないことができる。
- 3 同一の推薦者から複数の推薦があった場合は、原則上位1名（団体）を優先する。ただし、他の候補者との比較において明らかに上位と判断される場合は複数名を選考することができる。

(表彰の数)

第6条 第2条第1項に規定する被表彰者の数は、個人表彰3名以内、団体表彰1団体以内とする。

- 2 第2条第2項に規定する被表彰者の数は、個人表彰1名程度、団体表彰1団体程度とする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、知事が表彰状を授与することにより行う。この場合において、記念品を贈ることができる。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、原則として毎年1回行う。ただし、特別の理由があるときはこの限りではない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。